



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

NISA（少額投資非課税制度）の落とし穴！損失が出ても損益通算できない！

例えば A 証券会社と B 証券会社に特定口座を開設し、それぞれ株式を保有しているとします。損益状況は A 証券会社が損失、B 証券会社が利益の場合、利益から損失を差し引くことによって最終的な損益を計算するのが損益通算です。では、このような損益通算を NISA の口座と特定口座との間でできるのでしょうか。

残念なことに NISA の口座は利益に対する課税をしない代わりに、損失もないものとみなすことになっています。つまり NISA 口座と特定口座の間で損益通算はできないのです。損益通算ができないのに加えて損失の繰越控除もできません。損失の繰越控除というのは、例えばある年の損失が 300 万ある一方で、利益が 100 万円の場合、損益通算しても損失を控除し切れないので、200 万円は翌年以降(3 年間)にも損失として繰り越せられるという制度です。仮に翌年 150 万円の利益が出たとした場合、その前年の 200 万円の損失が残ったままになっているので、150 万円の利益は 200 万円の損失で相殺され、残りの 50 万円がさらに翌年に繰り越されることとなります。

前述したように NISA の場合は、この損益通算と損失の繰越控除を使うことができません。損益通算や損失の繰越控除ができないということは、NISA を通じて投資する商品の選択肢を狭めてしまう結果につながってしまうものと思います。損益通算や損失の繰越控除ができれば、たとえそこで損失を被ったとしても他の口座などとトータルで考えて多少はその分をカバーできるため、積極的にリスクを取りに行く気にもなります。もし大きな損失が生じたとしても、損益通算や損失の繰越控除により他で出た利益を圧縮させることができるからです。しかし、損益通算や損失の繰越控除ができなければ、その損失に加えて、一般口座や特定口座で出た利益には丸々課税されてしまいます。

このような側面を考えますと、NISA で運用する商品は、できるだけ価格下落リスクの小さなものがよろしいのではないかと思います。

二重“非”課税がある!?

世の中には、所得税が課税された後の相続税課税など二重課税と思うことがたくさんありますが、逆に二重非課税というのはあるのでしょうか？

二重非課税の典型パターンとして、ある取引が、二つの国で税制度が異なることにより、どちらも課税されないということが挙げられます。

オーストラリアと日本の税法の差を利用することができそうです。オーストラリアでは、償還可能優先株式 (RPS) という株式があります。RPS は、形式は株式ですが、実質は債権というハイブリット証券と言われるものです。この株式を使った二重非課税を検討してみましょう。

まず、日本法人がオーストラリア所在の子会社発行の RPS に出資します。次に RPS からの配当を日本法人が受け取ります。この際、オーストラリア子会社は、利息を支払ったとされ損金算入が可能です (オーストラリア税法は、形式ではなく実質で【負債】と判断するため)。一方、日本法人が受け取る配当は、受取配当益金不算入の適用を受け、95%非課税とすることが可能になります (日本税法は、形式で【株式】と判断するため)。

つまり、オーストラリアは実質で判断し、日本は形式で判断するという 2 つの国の税法の差異を利用している訳です。もちろん、簡単に認められるわけではありません。オーストラリアでは、RPS の発行条件、支払時の 10%源泉課税、過小資本税制や移転価格税制の可能性を検討する必要がありますし、一方、日本側でも、タックスヘイブン対策税制の可能性を検討する必要があります。

なかなか一筋縄ではいきませんが、オーストラリアに会社を設立する際には検討の 1 つに加えてみてはいかがでしょうか。